

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2015 秋号

2015年10月発行 第80号



ご挨拶

清秋の候、皆様におかれては益々ご清祥のことと存じます。

第189回国会に提出された民法(債権関係)改正法案は、安全保障関連法案の審議の影響をうけて成立せず、衆議院の閉会中審査の議を経て、継続して審議されることになりました。わが国の社会経済生活の基本に関する法案であり、現代の取引や経済生活にマッチすべく長年に亘って法制審議会で慎重に審議され、閣議決定を経て提案された改正案でありますので、できるだけ早期の成立が俟たれるところです。

マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)が、去る10月5日に施行されました。その概要は8頁以下に判りやすく解説していますが、もし、不明の点があれば、お気軽にご相談いただくようお願いいたします。

本号では、現在、大阪弁護士会副会長として会務を担当しているパートナー中務正裕弁護士の近況報告と、事務所から海外に留学している3名の弁護士の留学報告を掲載しました。副会長としての近況報告は2頁に掲載しています。海外留学の3名は、アラブ首長国連邦のドバイで実務研修をしている赤崎雄作弁護士、アメリカ・ニューヨークのロースクールで勉強している柿平宏明弁護士、シンガポールの法律事務所でミャンマープラクティスグループに属し、ミャンマーの法律事務を担当している太田浩之弁護士です。同君らの報告をご覧いただき、上記実務研修先の法律情報について関心がある方はお気軽にお問い合わせください。速やかに対応させていただきます。

金融機関の役職員、金融業務に従事している方々及びこれに関連する専門家が参加資格を有する駅伝大会「ファイナンシャルランナーズ駅伝2015」が、一般社団法人金融財政事情研究会主催で、今年も12月5日(土)東京の国営昭和記念公園で開催されます。当事務所はこれに協賛しています。また、チームを結成し出場することにしています。皆様方のご参加を期待しています。

事務所ニュースに連載し、皆様から好評を博しておりますオブカウンセル弁護士川口富男先生の随想がこしばらく休載になっています。皆様からお問い合わせをいただいておりますが、川口先生の体調不良のためしばらくお休みさせていただいているところです。体調が回復いたしましたら引き続き連載しますので、しばらくの間ご辛抱ください。

皆様におかれましても、健康はあらゆる活動の基礎ですから、健康管理には呉々もご留意いただくようお願いいたします。

会長弁護士 中 務 嗣治郎



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ まさひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
大阪弁護士会登録
米国ノースウェスタン大学
ロースクール(LL.M)

〈経歴〉
1994年4月最高裁判所司法研修所修了(46期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2005年5月
米国ノースウェスタン大学
ロースクール卒業
2005年8月～2006年7月
米国カーランド・エリスLLP
法律事務所勤務
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2007年6月
国家検定金融窓口サービス
技能検定委員
2008年10月～2011年3月
京都大学法科大学院
非常勤講師
2010年6月～
貝塚市公平委員
2011年6月～
アジア国際法学会 日本協合理事

〈取扱業務〉
国内外M&A
ファイナンス・金融法務
会社法務 等

弁護士会 会務報告

～大阪弁護士会副会長 半年間を振り返って～

弁護士 中務 正裕

はじめに

本年4月より、大阪弁護士会の副会長に就任し、はや半年が過ぎた。任期は来年3月までの1年間なので、既に半分は終わったことになる。会務には慣れてきたが、朝の9時過ぎに弁護士会館に行き、夜は会合か、会合がなくても8時か9時くらいまで会館にいる毎日は変わらない。依頼者の方との打合せに事務所に戻るときは、弁護士会の秘書に外出の旨を伝えていかなければならないので、すっかり主たる居場所が会館になってしまった。本稿では、弁護士会で日々何をしているか少しご紹介してみたい。

弁護士会での仕事

弁護士会は、弁護士であれば加入が義務づけられる強制加入団体であり、完全な自治組織であるので、一種、小さな政府のようなものだと思います。府全体で弁護士数は4200名以上おり、弁護士に関する事柄は全て弁護士会が所管の役所になるので、事務局は約100名おり、相当な業務量に及ぶ。たとえて言えば、正副会長は内閣のようなもので、日常的な業務執行の意思決定を行うほか、重要事項については、国会に相当する常議員会に議案を提案し、承認をもらうことになる。副会長には、担当の委員会が10以上あり、担当大臣のように、その委員会に関する事項について、責任者として正副会長会議の承認を経て執行し、重要事項については常議員会に上程し、承認決議を得なければならない。毎週正副会長会議を行っているが、4月からの通算の審議事項は既に300近く上っている。弁護士不祥事に関する案件は、検察庁に相当する綱紀委員会が調査し、裁判所に相当する懲戒委員会が審査し、処分の決定をする、役員であってもこれらの審査や判断に関与することはなく、三権分立が図られている。弁護士という業界の、完結したワールドなのだ。

多種多様な委員会と23条照会

私は、弁護士会の広報、弁護士の業務分野拡大などの業務改革委員会、行政との連携を図る行政連携センター(堺市長、吹田市市長、羽曳野市長と対談させていただいた)、弁護士の研修、海外弁護士会との交流などの国際委員会(CA州の総会参加予定、中国、韓国の弁護士会との交流)、民事介入暴力対策委員会(大阪府警本部長と暴力団対策について対談をさせていただいた)、福島原発の避難者等に対する災害復興支援委員会、修習生への給費制復活などの委員会を担当しており、いずれも活発に活動している委員会が多く、毎日、委員会をハシゴしている。

それ以外に、「23条照会」(弁護士法23条の2に基づく照会制度)という制度が弁護士法によって認められており、弁護士は受任事件について、公務所や公私の団体に必要事項の報告を求める照会ができるのだが、これは、弁護士会を通じて会長名で行うことになる。それゆえ、適切ではない照会を会として行うことはできず、判断が難しい案件が役員の決裁にあがってくる。これを見て、場合により直接会員に連絡をいれ、訂正等をお願いすることも副会長の重要な仕事の一つだ(このような二重チェック体制をとっている弁護士会は少なく、そのため大阪弁護士会の23条照会の質は高く、結果として全国で図抜けて照会件数が多い・年間2万件以上)。毎日、机の上には23条照会の決裁書類が山積みされており、これをまず終わらせないと、気が落ち着かない。

毎日、会議に続く会議で、その合間に決裁書類に目をとおり、正副会長会や常議員会への上程案件の起案をし、気がついたら夕方過ぎで、夜は様々な懇親会が入っており、一月に夜の予定が空いている平日は数日程度というようになっている。

弁護士会(弁護士)の課題

ことほど左様にバタバタと過ぎる毎日だが、今日、弁護士を取り巻く状況は大きく変わってきており、弁護士会として本腰をいれて取り組まねばならない重要な課題も多い。いくつか挙げてみたい。

1 弁護士人口の増加と新人弁護士の就職難

司法制度改革により、弁護士人口は、この10年で約1.5倍となった(2004年約2万名、2014年約3万5000名)。結果、弁護士間の競争が激しくなり、新人弁護士の法律事務所への就職難、若手弁護士の収入の大幅低下など、年々その取り巻く環境は厳しくなっており、ノキ弁(給料が支払われず、名前だけ事務所に所属することから、軒先だけの弁護士という略語)、即独(修習終了後、イソ弁としての訓練なく、即時独立することの略称)という言葉が、当たり前のように使われるに至っている。このように先輩弁護士から仕事の訓練を受けずに仕事を行うことになる若手弁護士にいかにかOJTを行い、弁護士全体の質を維持するかということなのが、弁護士会の今日の大きな課題であり、先輩弁護士による実践ゼミなど各種のOJTを会としても実施している。

2 法曹志望者の減少

さらに深刻なのが、法曹を目指す若者が減少していることである。法科大学院志願者数をみても、2004年度では、72,800人であったものが、2014年度では11,450人と6分の1以下に減っている。原因について、分からないではない。大学卒業後、ロースクールを卒業し、司法修習生として1年かかるので弁護士になるまで数年かかり、ロースクールの奨学金で数百万円、そして修習生となっても貸与制で300万円程度の負債、弁護士になった時点で多額の借金を負ってしまう。有為な若者が、その近い将来の現実をみて、法曹に魅力を感じつつも敬遠してしまうとすれば極めて残念なことであり、将来的な司法全体の質の低下が懸念される。誰もが法曹を目指しやすいう、法曹となるまでの時間的、経済的な負担を軽減する仕組みをつくることは、弁護士会として解決すべき喫緊の課題だ。

3 弁護士不祥事案件への対応

弁護士会は自治組織なので、弁護士の不祥事案件についての懲戒権限も弁護士会にある。弁護士が身内の弁護士の懲戒をするのであるから、その処分についてお手盛りがあってはならず、常に世間から信頼される対応をしなければならない。特に、預かり金の着服については、新聞を賑わす事件になるし、弁護士全体の信用を貶めることになり、このような事件がなくならない以上、個人の弁護士の管理と信頼に委ねるだけでは限界に来ているのではないかと考えている。フランスでは、弁護士の預かり金を弁護士会が預かるカルパという制度が運用されており、制度としての改革が必要な時期に来ているのではないかと考えている。

おわりに

先日、NHKのニュース(ほっとネット関西)で、弁護士会の特集があり、出演させていただいた。最後に、アナウンサーから「弁護士会の役割って何ですか?」と質問され、「社会の様々な出来事に興味をもって取り組み、そこで困っている人がいれば、法律家として手助けするのが私たちの役割であり、それを弁護士会や委員会としてグループで行うことによって、より役立つ活動ができるのではないかと答えました。とっさにでた言葉でしたが、まさにこのような役割だと思っています。あと、半年、クライアントの皆様にはご不便をおかけすることになります。どうぞ宜しくお願い、ご支援のほどお願いいたします。



弁護士会 役員室にて

留学報告「ドバイでの研修が始まりました」

弁護士 赤崎 雄作



弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
 東京大学法学部
 京都大学法科大学院
 米国カリフォルニア大学
 ロサンゼルス校ロースクール
 (LL.M.)

〈経歴〉
 2008年12月
 最高裁判所司法研修所修了
 (新61期)
 大阪弁護士会登録
 弁護士法人中央総合法律
 事務所入所

〈取扱業務〉
 民事法務、商事法務
 会社法務、家事相続法務

1 ドバイ赴任

本年9月より、法律事務所での実務研修のため、アラブ首長国連邦(UAE)ドバイに赴任しております。こちらには2016年の夏まで約1年間滞在する予定にしております。

ドバイの属するUAEは7つの首長国からなる連邦国家であり、ドバイはその中の一首長国です。地理的には、アラビア半島に位置し、ペルシア湾に面しています。日本からは直行便で約10時間の距離にあり、時差は-5時間です。10月ですが日中は気温が40度近くになり、湿度はほぼ100%、まるで蒸し風呂に入っているかの様です。12月から2月までは日本の春のような気候となるようで、早くもその時期が待ち遠しいです。

ドバイと聞くと、砂漠に突如浮かび上がる超高層ビル群や、七つ星の超高級ホテルなどを想像される方が多いかもしれません。それらは決して間違いではなく、実際にそれらを生で見ると壮観なのですが、こちらで感じたのが、それらはドバイのあくまで一面に過ぎないということです。超高層ビル群の周辺にはまだ建設途中の建物がそれ以上のボリュームで存在し、超高級ホテルの周辺には昔ながらのスーク(市場)が点在しています。煌びやかな世界だけでなく、それとは異なった面の両面を持つ点こそ、ドバイを特徴的な都市にしている点であり、ドバイの本当の魅力なのかもしれません。

私がロースクールに通っておりましたロサンゼルスも多くの人が生活する都市でしたが、ドバイも負けず劣らず多くの人種を見かけます。我々のような東アジア系はかなりの少数派で、その意味では少しロサンゼルスとは違いますが、日本人だからといって「浮く」ようなこともありません。ドバイの人口は200万人超で、そのうち日本人は2500人程度の方です。



執務室から見える景色です。

ビジネス面で見ると、上記の通り、ドバイでは現在進行形で多くの建設プロジェクトが進んでおり、今後も後述の万国博覧会に向けて建設ラッシュは続くものと思われます。また、ドバイには多数のフリーゾーンが存在し、中東・アフリカにおけるビジネスの拠点として、世界的な大企業を含め多数の企業が進出しております。その他、最近では我が国においても、東南アジア地域に加えて中東地域におけるイスラム金融も少しずつ注目されてきておりますが、イスラムにおけるオイルマネーの受け皿としてイスラム金融のさらなる活用が期待

されます。

さらに、ドバイでは2020年に万国博覧会が開催されることが決定しています。日本でも同年に開催されるオリンピックに向けて様々なプロジェクトが動き出していますが、ドバイにおいても万国博覧会に向けて、様々なプロジェクトが動き出しており、今後も経済活動はさらに活発になることが想定されます。

このように今後も経済発展が見込まれるドバイにおいて、人を、街を、ビジネスを肌で感じてきたいと思っています。



執務室の様子です。

2 研修先事務所

私が研修をしているのは、APEX JURIS Advocates & Legal Consultantsという法律事務所です。弊事務所と同じくGlobalawという国際的な法律事務所のネットワークに所属しております。

APEX JURIS Advocates & Legal Consultantsは、1984年に設立された現地の法律事務所であり、一般企業法務や訴訟案件のほか、国際仲裁案件、国外からの投資案件やイスラム金融案件等、様々な分野の案件を取り扱っております。私も幅広い分野の案件を担当する予定ですが、特にドバイへの投資案件及びイスラム金融案件を中心に研修をしたいと考えております。現地の裁判はアラビア語で行われるため、直接聞いて内容を理解できるものではありませんが、弁護士に内容を確認したうえで、法廷への傍聴等も行う予定にしております。このように、文章上分かることに限らず、できる限り多くのことを経験し、文章では分からない慣習・常識についても学んでまいりたいと思います。

今後の事務所ニュースでは、研修内容について可能な限り具体的なお報告をしていきたいと考えております。



滞在先のバルコニーからの景色です。左端に見えるひときわ高い建物が世界一高いブルジュ・カリファです。

留学報告「ニューヨークでの生活が始まりました」

弁護士 柿平 宏明



弁護士

柿平 宏明
(かきひら・ひろあき)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2008年9月
最高裁判所司法研修所修了
(61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務、
労働法務

1 はじめに

さて、7月7日に渡米してから、2ヶ月が経ちました。皆様いかがお過ごしでしょうか。たかだか2ヶ月ですから、大した報告は出来ませんが、元気にやっているということをご理解いただければと思います。

2 NYでの生活について

NYといえば、世界経済の中心、物価が高い、だからこそセブがいっぱい歩いているといったパブリックイメージが定着しているところもあるかと思えます。

もちろん、ビジネス等で関係している方であればご存じかと思いますが、そういったプラスのイメージはもちろん嘘ではありませんし、NYの実務家と話をするとものすごく大きなマーケットの話が聞けるのですが、実際はあまりの物価の高さ等のためにいわゆるホームレスが増していることをはじめ、たくさん問題を抱えている街でもあります。街を歩けばゴミの臭いが鼻を突く等、衛生面も日本に比べると良いとはいえないと思います。繁華の裏には反射的に負の問題も必ず生じるのだとは思いますが、そういったところを実感出来るのはNYで生活しているからこそでしょう。

良いレストランに行けばもちろんおいしいご飯もたくさんあるので、食のレベルも私としては日本の繊細な味を出すことのできる技術等は絶対に負けていないと思います。日本で1000円未満のランチが当たり前だった頃に比べればコストパフォーマンスの良さもやはり日本に軍配が上がると思います。

このように、日本がいかに良い国かを確信する機会の方が今のところは多い状況です(日本最良かもしれないが)。まだまだこれからたくさん発見があると思いますので、それを楽しみにしたいと思います。

3 大学での授業について

大学での授業はとて多量が多く、予習が大変です。日本語でも苦しい量を英語で学習する



わけですから、かなりの時間を要するものになってしまいます。

今のところまだ授業が始まったばかりなのでそこまで大したことは

お伝え出来ませんが、基本となるアメリカの法制度を中心にはまず勉強しています。法律を少しだけでもかじったことがあれば聞いたことがあるかもしれませんが、いわゆる判例法体系(コモンローというものです)であり、判例が法律としての機能を果たします。極論を言えば裁判所が法律と同様のルールを作れるのです。実際は日本でも最高裁判所の判例の規範性は強いものですから、そこまで劇的な違いが感じられるわけではなく、慣れれば難しいものではありませんが、なじみのない考え方を1から教授から学んでいると、本当に学生に戻った実感が湧きます。

それよりも、私が取っているInternational Bankingという科目についてお話しさせていただきたいと思っています。こういった自分の興味のある科目を突き詰めて勉強することが私の渡米目的の一つなのですが、この授業が驚くほどマニアックである反面、私にとってはとても楽しいものなのです。名前の通り、国際的なBanking Systemについて取り扱う授業なのですが、銀行に対してどのような規制をすべきか、という観点から、銀行に内在するさまざまな問題点を詳細に検討していくものです。例えば、銀行のバランスシートというのがどういった形になっているのか、そして仮に一つの銀行が破綻してしまった場合にどういった影響が出るのか(リーマンショックは記憶に新しいところですが)、という主



に最悪の状況を想定して、その原因を探り、いかにそれを防ぐためのレギュレーションを設けていくか、そして、特に国際化が進む状況下でどういった規制を各国で、あるいは世界規模で設けていくべきなのかということも、過去の事例も踏まえながらかなり深く議論します。基本的に授業はディスカッション形式であり、教授が生徒にどんどん考えを聞いていきます。参加している学生も私と同様に相応にBanking Lawを取り扱っていた弁護士等の実務家が多いようであり、皆それぞれの経験を活かして闊達な議論が繰り広げられます。もちろん私も唯一の日本人として負けじと発言や質問をしますが、そうしているうちに2時間の授業があつという間に終わります。

4 ワシントン訪問

せっかくアメリカで法律を学ぶ以上はワシントンに行ってみたく思っていたので、ワシントンに行ってきた。ご存じの通り、日本という三権分立、つまり内閣、国会、最高裁判所があるところだ。

テレビでは外交的な側面から大統領等にスポットライトが当たりますが、アメリカは植民地時代からの歴史的背景から、基本的にはそれぞれの州が相応の力を持って各州を統治して、国としての権限というのは実は原則的に制限されている(Federalismというのが憲法上の建前ではあるのですが、そういった程度問題はどうあれ、やはりアメリカという大国をこの三権が中軸として動かしていると考えると感激でした。



5 終わりに

この夏、日本には記録的な猛暑であったと聞いています。NYは割と過ごしやすい天気が続いたこともあって、私はとても元気に過ごしていますが、季節の変わり目でもありますので、皆さまもお体にはくれぐれもお気をつけ下さい。

留学だより

留学報告「ミャンマーオフィスでの挑戦が始まります」

弁護士 太田 浩之



弁護士

太田 浩之
(おおた・ひろゆき)

〈出身大学〉

慶應義塾大学法学部
神戸大学法科大学院

〈経歴〉

2009年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新62期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

平成26年9月1日からRAJAH & TANN法律事務所のシンガポールオフィスにて勤務を開始してから丸1年が経ちました。そして、今年の11月からは引き続きRAJAH & TANN法律事務所のミャンマーオフィスにて研修を行う予定です。

1 RAJAH&TANN法律事務所のシンガポールオフィスでの研修

以前の留学報告書にも書いたとおり、私は、RAJAH&TANN法律事務所のミャンマープラクティスに所属しています。シンガポールの法律事務所にながら、シンガポール法に触れる機会はほとんどなく、契約書のベースとなるミャンマー法の文を読み、その解釈や実務上の運用についてRAJAH&TANNのヤンゴンオフィスと日々やりとりをしています。

以前にもご紹介したとおり、ミャンマーの法律にはとても古いものもあり、法文とは随分かけ離れた実務が確立されていたりします。また、急速な政策の変更により法律や施行規則の改正が間に合わず、実務上の運用だけが先に変更されるというケースも度々目にします。このため、法規制を理解するには法文の解釈だけでは十分でなく、政府関係者との協議を行う必要が生じることがあり、このような場合、ミャンマー資格弁護士とともに、管轄省庁に出向き、担当官と協議します。実際に、私もミャンマー投資委員会(MIC)、投資企業管理局(DICA)、税関、ミャンマー電力省(MOEP)、エネルギー省(MOE)、商業省(MOC)などと協議する機会がありました。言語の問題、前提となる法の理解の差や新しい分野では前例のなさなどから苦勞することもあります。新しい法律・事案の場合などは、担当官に事案の特色や一定の解釈・運用の必要性を説明して、依頼者に望ましい方向へ説得を試み、事業・プロジェクトを実現させるという挑戦は非常にやりがいがあると感じています。



昼のシュエダゴンパゴダ(ヤンゴン)

ミャンマー法務を携わっていて非常に嬉しいと思うことは、ミャンマーでの日本人の活躍です。現在、ミャンマーは急ピッチで様々な制度改革を行っており、その一環として様々な法整備も進んでいます。この法整備のために各国から専門家がミャンマーに来ており、JICA等を通じてたくさんの日本人がミャンマー政府を支援しています。ティラワを含む経済特別区、会社法の改正、税関の近代化、知的財産制度の整備など、ミャンマーの将来の発展の礎となる分野で日本人が活躍しています。もちろん、法整備の分野だけでなく、ミャンマーのインフラの整備やその他の経済分野でも日本企業が活躍しています。今後も様々な方面から日本とミャンマーの絆がますます強くなることを期待しています。

2 RAJAH&TANN法律事務所のヤンゴンオフィスでの研修

私は、日系企業のアジア戦略の基点となるシンガポール及びアジアの最後のフロンティアであるミャンマーの両方を肌で感じたいと思い、RAJAH&TANNで研修を決めました。シンガポールで1年間勤務し、シンガポールが重要な位置を占めているということを実感することができました。私は毎月ミャンマーに行っていますが、出張するのと暮らすのとでは経験できることが随分異なるだろうと考えており、次のステップとして、11月からRAJAH&TANNのヤンゴンオフィスにて勤務を開始します。



夜のシュエダゴンパゴダ(ヤンゴン)

具体的には、ミャンマー人のものの考え方や感じ方を理解できるようになりたいと思っています。企業からの依頼で契約交渉に同席させていただく機会があります。日本で勤務していた際にも契約交渉に同席させていただく機会はありませんでしたが、ミャンマーでの契約交渉には日本での交渉とは異なる特徴があります。もちろん、ミャンマーの次世代を担う若い経営者は外国で学んでいる方も多く、主張すべきことは主張し、理屈や経済合理性に基づいて交渉を行います。しかし、なかには面前で対立を避ける傾向があったり、年長者と同調する傾向があったり、「信頼」や「尊重」を全面に押し出して交渉する方もいます。相手方が考えていること・感じていることを理解することは交渉では非常に重要であり、現地での経験を経て、これを理解できるようになりたいと思っています。

また、ミャンマーで生の情報に接して、どのようなニーズがあり、どのような分野に将来性があるのかを自分で確認し、どうすれば私がシンガポール及びミャンマーで得た経験・知識を役立たせることができるかを見出したいと思っています。



マリナベイサンズ(シンガポール) 毎日行われる光と水のショー

はじめに

当事務所が加盟しているGloballawは、世界165都市の111の独立した法律事務所からなる、全世界規模の法律事務所ネットワークです。同ネットワークでは、毎年アジア太平洋地域総会が開催されており、本年は、4月23日から25日までの間、東京のリッツ・カールトンホテルで開催され、当事務所がホストを務めました。

本地域総会では、Globallawと当事務所の共催で、アジア太平洋地域のメンバー法律事務所による各国の法律事情に関するセミナーを開催させていただきました。

本事務所ニュースでは、本セミナーの第一部「アジア太平洋地域の投資環境」から、ご参加いただいた法律事務所のコメントの概略をご報告します。

1 中国

ヤオ・リャン法律事務所
ジャスミン・シュウ弁護士

中国への投資は外商投資産業指導目録で管理されており、外国からの投資を奨励すべき産業と規制ないし禁止される産業が規定されている。最近の進展は、奨励される産業について外国の投資の規制を大幅に緩和していることで、初めて100%外資が認められる多くの企業が含まれている。また、老人介護施設、建築設計を含む新規の産業分野が奨励産業に含まれる。この目録は2015年4月10日に有効となる。

外国企業は、以前はオンラインデータ処理及び電子商取引企業について50%超の持分を有することができなかった。しかし、中華人民共和国工業情報化部は、今年の1月にこの規制を上海自由貿易試験区で試験的に緩和し、外国投資家もかかる企業について100%の持分を有することができるようにすると発表した。この新規政策の発表後、関連官庁は、100%外資の電子商取引の設立申請が提出でき、審査を受けられることが発表された。新規設立会社の事業許可はその他の許認可の取得前に付与を受けることができる。これは中国の電子商取引の分野での外国投資家にとって大変良いニュースである。

2 香港

オールダム・リーアンドニイ法律事務所
リチャード・ヒーリー弁護士

中国本土では、多くの産業で完全外資企業の設立が認められる。完全外資企業は、中国本土の関連する規則を遵守することを条件に設立が認められる。その条件の一つが、事業の設立及びその後の事業の売却についての商務部の認可である。事業の売却の認可の取得は簡単でないため、このよう

な完全外資企業を香港の有限責任会社を通じて保有することを勧めている。これにより、完全外資企業の売却をする代わりに、香港の会社の持分を売却できるが、これには政府の認可を必要としない。さらに、完全外資企業を香港の会社を通じて所有することにより、中国本土の運営と海外の親会社の間にはファイヤーウォールができる。

3 タイ

リーガル・アドバイザー法律事務所
ポーンプロム・カーンチャアチャリ弁護士

タイでは、全ての事業が外資規制を受けるわけではない。全ての製造業、ホテル管理、1億バーツ以上の資本の卸売業などは外国人の投資規制がない。

外国人の所有が規制されている業種は、外国人事業法により外国人が絶対に禁止されている業種、外国人が営むには内閣の承認が必要とされている業種、外国人事業委員会による承認が必要とされている業種の三種類がある。

外国人事業委員会の許可は、まだタイ人が外国資本と競争する用意ができていない業種である。小規模の小売及び卸売、サービス業が含まれる。サービス業に外国人事業委員会の許可を得ることは容易ではない。かかる外資規制を免れるために形式的にタイ人の名義を借りることは法律上禁止されている。合弁会社で、タイのパートナーが優先株式を有し、日本側のパートナーが普通株式を有することによって、持分が過半数でなくても議決権の過半数を支配することができるが、このスキームは実際にタイのパートナーが会社に投資をする場合には認められている。

タイへの投資奨励は、タイ投資委員会及びタイ工業団地公社が管理する工業団地のオペレーションを通じて付与される。

4 シンガポール/ミャンマー

ケルビン・チア法律事務所
ジェラルト・ロー弁護士
山本祥世弁護士

シンガポールは法人税率が17%という大変魅力的な率に加えて、シンガポール政府は一定の基準を満たした海外投資に対しては、法人税を0~10%に調整したり、投資金額の2倍を償却引当金に計上するなどの優遇措置を行っている。

その結果、多くのホールディング会社、地域統括会社、サービス会社、グループ資金管理会社、IT会社、SNS会社、海運会社、金融会社がシンガポールに進出している。しかし、政府発表では、直近4半期の失業率は2.9%で、現実問題として求めるレベルの従業員を確保するのは難しくなっている。

製造業であれば、ミャンマーのヤンゴン近郊のティラワ経済



(左列) 左から ボンブロム・カーンチャンアチャリ弁護士、リチャード・ヒーリー弁護士、ジャズミン・シュウ弁護士、山本祥世弁護士、ジェラルド・ロー弁護士、安保智勇弁護士
(中央) ウィリアム・テイラー弁護士 (※Globalaw President)
(右列) 左から アツル・シャルマ弁護士、ティネシュ・バルダサーニ弁護士、キュン・ハン・ソン弁護士、リチャード・サンドオーバー弁護士、シンデュー・シュリー弁護士

特別区への進出の検討も評価に値する。ティラワへの進出によって、安価で優れたミャンマー人労働者が確保でき、50年間の土地使用権も確保できる。日本企業グループとミャンマー政府で設立されたティラワ経済特区公社には、多くの日本企業が参加している。

5 韓国

ユン・アンド・ソン法律事務所

キュン・ハン・ソン弁護士

韓国には外国からの投資について一定の奨励策がある。また、新規の会社は、自由貿易区域、自由経済区域といった外国投資誘致地域に所在することをお勧めする。奨励策の種類やレベルは様々である。

外国投資家が韓国市場に参入される際の準備の程度、市場の分析、個別の事業目的、現地パートナーの必要性などにもよるが、韓国市場に特定のビジネスモデルや商品を持ち込みたいと考える場合には、既存の会社を買収したり、合弁企業を設立するよりも、新規に会社を設立して100%所有することをお勧めする。

6 インド

(1) リンク・リーガル法律事務所

アツル・シャルマ弁護士ほか

政府の政策の行き詰まりと税務面の取扱いが友好的でないことからインドの投資は最近魅力を失いつつあったが、2014年に新政権が発足してから、外国からの投資の状況は大幅に改善した。'Make in India'キャンペーンのような活動が、産業大動脈及びスマートシティに刺激を与え、外国からの投資を促進し、イノベーションを加速している。新政府は、様々な業界において、外国直接投資の上限を増加すること、土地取得法の改正、税制の変更などの改革を行っている。ムーディーズは、インドに対する評価を、「安定的」から「ポジティブ」に変更している。

インドへの直接投資は、最近5年から7年の間にかなり自由化されてきた。ほとんどの産業で100%の外資を認めている。いくつかの産業では、26%、49%又は74%の上限に服する。

現地の会社が海外の貸主から資金を借り入れようとする場合には、その借入は対外商業借入規制(ECB)に服する。対外商業借入規制は最近かなり自由化されたが、規制はまだ残っ

ている。

インドで「銀行業」を行っていない海外貸主は、借主から貸付金を回収する場合には、通常の裁判手続を経る必要がある。しかし、国内銀行とコンソーシアムを組んで貸付をする場合には、この規制は回避することができる。

(2) アバカス・リーガル・グループ

シンデュー・シュリー弁護士

インドでの合弁事業は、外国企業が現地パートナーから多大のサービス及び販売ネットワーク支援を必要とする場合、又は外国企業が100%の保有をすることに制限がある場合のみお勧めする。そうでない場合は、支配権の維持や、時間や費用がかかる相手方パートナーのデューデリジェンスのプロセスを避けるため、完全子会社の設立をお勧めする。現地パートナーと合弁企業を設立する場合には、会社のみならず、その株主についてよく調査をすることをお勧めする。また、法律が許容する限り、外国企業が持分の過半数を有して、合弁会社の重要な問題の決定権を有することをお勧めする。合弁会社の目的や範囲、株主保有、資金調達、取締役会構成、両当事者の義務、デッドロック、解約などの状況における株式譲渡可能性、社長や財務責任者の指名、解約条項、競争禁止条項、秘密保持条項、持分譲渡や紛争解決などの諸問題について、明確な規定を有する株主間契約を締結することをお勧めする。

7 オーストラリア

ジャクソン・マクドナルド法律事務所

リチャード・サンドオーバー弁護士

オーストラリアの投資規制審査の枠組みは、1975年外資による資産取得及び事業買収法、その関連規則及びオーストラリアの外資受入政策から構成される。この枠組みは、政府が外国資本の投資がオーストラリアの国益に反しないか、ケースバイケースで判断するものである。外国投資委員会は、法律に根拠を有しない助言機関であるが、投資の提案と国益に関する影響の審査の責任を有している。

外国からの投資の審査にあたり通常考慮される要因は、国家安全保障、競争及びその他の政府方針、税収、国内経済、地域への影響及び投資の性質である。

マイナンバーのいろは

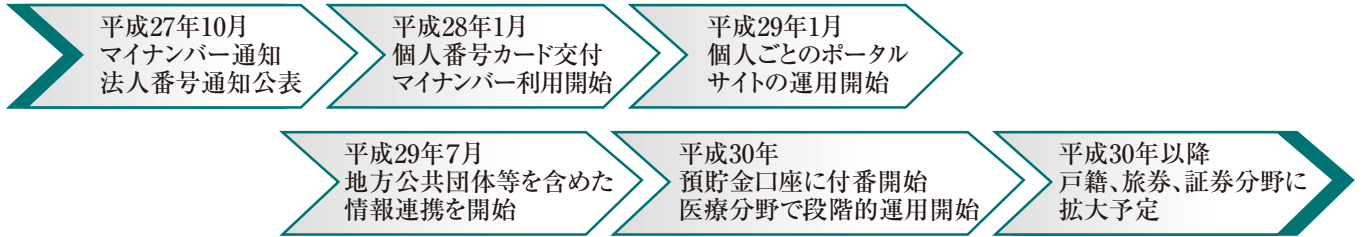
弁護士 小林 章 博
弁護士 大口 敬

このページを開いた全ての方へ

1 マイナンバーって？

日本国内に住民票を有する全ての人に通知される12桁の番号のことです。

平成27年10月5日を基準日として、この時点で日本に住民票がある人には未成年者も外国人も含め全員にマイナンバーが指定されます。まずは、税・社会保障の分野から利用が始まりますが、利用範囲は拡大していく予定です。



2 個人番号カードって？

氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載されたカードです。
顔写真付きの身分証明書として利用できます。

平成28年1月から個人番号カードの交付が開始されます。交付を受けるためには本人の申請が必要で、申請者本人が市町村に
来庁して本人確認を行い、直接交付を受けることができます。また、企業において従業員の個人番号カードの一括申請もできるよう
になり、その場合の本人確認は、申請時または、交付時に行うこととなります。

3 会社にマイナンバーを教えるの？

自分のマイナンバーだけでなく扶養家族のマイナンバーも教えます。

平成27年10月以降、事業主から、税と社会保障の手続きに必要という理由でマイナンバーの提供を求められることになります。従
業員からマイナンバーを取得した事業主は、源泉徴収票等にマイナンバーを記載します。また、扶養控除等(異動)申告書には扶
養家族のマイナンバーを記載して事業主に提出します。

各社でマイナンバーを担当する方へ

4 個人情報保護法と何が違うの？

番号法は個人情報保護法の特別法です。

番号法に規定されていない部分は、個人情報保護法によることとなります。番号法では個人情報保護法と比較して厳格な取扱
いが求められ、違反した場合の罰則もより厳しいものとなっています。個人情報保護法下で、すでに取扱規程を設けているところも
あると思いますが、マイナンバーのガイドラインに沿った見直しは必要です。

5 誰からマイナンバーをもらったらいいの？

一般企業		金融機関	
対象者	法定調書・届出等	対象者	法定調書・届出等
従業員	・給与所得の源泉徴収票 ・社会保険関係届出	法定調書に記載する 支払を受ける者	・利子の支払調書 ・オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
受給者 退職者	・退職手当金等受給者別 支払調書	保険金等受取人 保険契約者等 保険料等払込人	・生命保険契約等の一時金の支払調書 ・生命保険金・共済金受取人別支払調書等 ・損害保険契約の満期返戻金等の支払調書
弁護士 税理士・講師	・報酬、料金、契約金及び 賞金の支払調書	特定口座開設者	・特定口座年間取引報告書
株主	・配当、剰余金の分配及び 基金利息の支払調書	国内の送金者 または受領者	・国外送金等調書
個人地主	・不動産の使用料等 の支払調書	先物取引の差金等 決済した者	・先物取引に関する支払調書

担当者の方がまず直面するのが、マイナンバーを誰から収集したらいいかという問題です。特に金融機関では、上に挙げたもの

はほんの一例で、一般企業に比べ必然的に広範囲にわたる洗い出しをしなければなりません。法定調書や届出等には支払額に応じて提出除外規定が設けられている場合もあり、現在どのような法定調書や届出等の提出をしているのかその実態の把握及び整理が必要となります。

6 もし提供拒否されたらどうしたらいいの？

提供を求めた経過等を記録保存して、単なる義務違反でないことを明確にしておきましょう。その上で書類提出先の指示に従いましょう。

拒否したとしても罰則はありません。しかし、マイナンバーの記載は法律で定められた義務ですので、安易にマイナンバーを記載しないまま書類を提出せず、義務であることを伝えて提供を求めています。それでも提供を受けられない場合は、その経過を記録保存しておきましょう。

7 どう取り扱えばいいの？

個人情報保護法より厳格な規制がなされているといっても、具体的にどのように取り扱ったらいいのかわかりません。マイナンバーの取扱については、①取得 ②利用・提供 ③保管・廃棄という流れがあり、その全ての段階において安全管理措置が求められているという構造となっています。下の表に取扱にあたっての主要な注意点をまとめました。

取得	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認 本人からマイナンバーの提供を受けるときは「<u>番号確認</u>」と「<u>身元確認</u>」 【例】個人番号カード or 通知カード+免許証 or 番号記載された住民票+免許証 ・利用目的を明示して取得 【例】従業員であれば書類の提示の他、社内LANによる通知
利用・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・限定された事項での利用 法律で定められた手続き以外の利用は本人の同意があってもできない 【例】社員番号や顧客管理番号としては使えない ・第三者提供の禁止 法令に該当しない限り、本人の同意があっても第三者に提供をすることができない
保管・廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性がある限り保管可能 【例】翌年度以降も継続的に雇用契約が認められる場合 ・不必要になれば廃棄 マイナンバー利用の必要性がなくなった場合、速やかに廃棄 【例】扶養控除等申告書の保管期間はその申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年と定められており、保管期間を経過した後はマイナンバーを保管しておく必要がなくなるためこれを廃棄
安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理措置 特定個人情報保護委員会より「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」、「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」、Q&Aが公表されており、これらに従った安全管理措置が求められる

8 もし漏えいさせてしまったら・・・

①損害賠償請求、②刑事罰、③行政処分、④レピュテーション のリスクがあります。

マイナンバーを漏えいさせた場合、①～④のリスクが想定されます。どれをとっても甚大なダメージを受けることが容易に予測されますので、安全管理には今まで以上に気を配る必要があります。なお、特定個人情報保護委員会が対応方針の策定を行っており、影響を受ける可能性のある本人への連絡、主務大臣や個人情報保護委員会への報告などが盛り込まれる予定です。

- ① マイナンバーを管理していた企業に対して損害賠償請求がなされるリスクがあり、プライバシー性の高さから賠償額は高額となるおそれがあります。
- ② マイナンバーの取扱担当者が故意に漏洩した場合、担当者に刑事罰が科されるのみならず、企業も監督責任の懈怠があれば罰金刑が科されます。
- ③ 個人情報保護委員会から指導・勧告が行われるところ、悪質な場合は是正のための企業名公表も考えられます。
- ④ 言うまでもないことですが、マイナンバーとひも付された情報の内容によっては、企業の存続に関わる程の社会的信用悪化を招くおそれがあります。

活動のご紹介

●ファイナンシャル・ランナーズ駅伝●

当事務所が協賛している「ファイナンシャル・ランナーズ駅伝2015」が本年12月5日に国営昭和記念公園(立川)で開催されます。今年で2回目の開催となる大会で(昨年は約170チームが参加しました)、金融機関や弁護士などが4人で1チームを作り、1人5キロ、計20キロを走ります。当事務所からは、鈴木、國吉、浦山の弁護士3名と職員1名が参加し、チーム名は「チームCLO」です。(鈴木秋夫)

労務アドバース③

～職場におけるトラブル(ハラスメント)～

弁護士 柿 平 宏 明 弁護士 鍛 治 雄 一
弁護士 下 西 祥 平 弁護士 岩 城 方 臣
弁護士 山 本 一 貴 弁護士 西 中 宇 紘

現在の労務相談においてハラスメントに関する相談は枚挙にいとまがありません。ハラスメントに関する相談を受けた場合に企業としてどのように対応すべきなのか、またハラスメント相談に該当するのかを適切に整理しておくことが肝要であると思料します。今回は典型的なハラスメント問題として、セクハラ・パワハラ・マタハラを取り上げたいと思います。

1 セクハラ

まず、セクハラ(セクシャル・ハラスメント)については、男女雇用機会均等法第11条に法令上の定義が存在します。すなわち、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件に不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の職場環境が害される」ことを指します。そして、事業主は、「労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」とされています。

この点、厚生労働省の指針¹⁾において雇用管理上講ずべき10項目の措置が挙げられておりますので、これを参考に事前事後に適切な対応を取ることが求められます。特に相談を受けた後については事実関係を正確に把握することが何より重要です。ヒアリングの際は、被害者への配慮は勿論、加害者とされた方への配慮も大切です。証拠関係を整理の上、加害者とされた方には客観的な事実に従って慎重に事実確認をしなければならず、方法を誤ると、被害者への二次被害、加害者とされた方の勤労意欲の低下や会社への不信感を生じさせます。証拠関係にもよりますが、色眼鏡を持たずに加害者とされた方にもまず自らの言い分を述べていただくことが重要ではないかと思います。その中で被害者の言い分と食い違うところや客観的証拠と相反するところにポイントを絞って質問をしてみたいかがでしょうか。工夫は必要ですが、

『被害者が言っているが』と前置きするのではなく、『被害者の言い分』を質問の材料とする方法を試してはどうかと考えております。

仮にセクハラの実事が確認できない場合でも職場の人間関係に問題があることは事実ですので、再発防止のための措置は必要となります。加害者と被害者の遮断措置(配置転換)を講じることは効果的な対策の一つですが、相談をされた被害者の意向も踏まえて、不利益な取り扱いを受けたという印象を与えないように十分に被害者と協議の上、措置を決定すべきではないかと思料します。

2 パワハラ

パワハラ(パワー・ハラスメント)については、法令上の明確な定義はありません。厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキンググループ」の報告にて、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」という定義がされており、これが参考となります。特に判断を難しくしているのは、「業務の適正な範囲」と言えるか否かです。上司は自らの職位・職能に応じて権限を発揮し、業務上の指揮監督や教育指導を行い、上司としての役割を遂行することが求められますので、パワハラへの規制が上司の適正な指導を妨げるものであってはなりません。過去の裁判例に照らしていえば、人格を非難するような言動や暴言、また業務に関連しない非難は避けるべきといえます。また、注意指導に際しても、威圧的な言動を避けたり、人前での注意指導を避けたりするなど配慮をすべきといえます。また、部下のプライベートまで介入しないようにすべきです。企業としてもパワハラを許さない姿勢を示すことは重要であり、セクハラと同様にパワハラについて就業規則で明確にルール作り

コラム



外国で生活すると、国が違うと働くことに対する考え方も全く違うんだなとつくづく思います。生き方のレベルでの違いと言っても良いかもしれませんが。様々な国のありのままをとでも近くで見聞きすることが出来る今の機会はとても貴重ですから、出来るだけ持ち帰って、また皆さまにお話出来ればと思います。ところで、たこ焼き器を持って来たのに、たこ焼き粉が見当たりません。(柿平)

毎年、クールビズはいつまでなのかと気になっていましたので、少し調べてみました。環境省の「平成27年度クールビズについて」では、クールビズ期間は10月31日までですね。就活時期の繰り下げもあり、真夏の就活生たちは大変だと思う反面、就活生のクールビズについても色々と考えさせられました。(鍛治)

等をしておくことは予防策として効果的です。

なお、事後の対応としてはセクハラの場合と同様、事実関係を正確に踏まえた上で、対象者からのヒアリングを慎重に行う必要があります。厚生労働省では「パワーハラスメント対策導入マニュアル」(2014年度)をHP上で公表しており、対策事例などが参考になりますので是非ご一読ください。

3 マタハラ

マタハラ(マタニティ・ハラスメント)は、セクハラ・パワハラほど社会に定着した概念ではありませんが、働く女性が妊娠・出産・育児などをきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児を理由とした解雇、雇止め又は降格などの不利益な取扱いを受けることを意味します。

男女雇用機会均等法第9条3項や育児介護休業法第10条において、企業は女性労働者が妊娠、出産又は産前産後休業並びに育児休業などを取得したことにより解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないと定められており、マタハラについては法律において明確に禁止されています。ところが、直接的には妊娠・出産・育児休業等を理由としていなくても、間接的にはそれを理由とした不利益取扱いが散見され、裁判に発展したケースもあり、近時最高裁判所の判断が示されました²。さらに、厚生労働省は、この最高裁判所の判断を受けて、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する解釈通達を发出しています(平成27年1月23日・雇発0123第1号)。その概要は以下のとおりです。

記

- (1) 妊娠・出産、育児休業等の事由を「契機として」不利益取扱いを行った場合は、原則として、上記不利益取扱い禁止規定違反となります。
- (2) 原則として、妊娠・出産、育児休業等の事由の終了から1年以内に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」と判断されます。但し、1年を超えている場合であっても、実施時期が事前に決まっている、又は、ある程度定期的になされる措置(人事異動、人事考課、雇止めなど)については、事由の終了後の最初のタイミングまでの間に不利益取扱いがなされた場合は、「契機として」と判断

されます。

- (3) 妊娠・出産、育児休業等の事由を「契機として」不利益取扱いを行った場合でも、例外として、上記不利益取扱い禁止規定違反とならない場合もあります。例えば以下のような場合です。

(例1)・不利益取扱いをしなければ業務運営に支障が生じる状況にあった上で、不利益取扱いを回避する合理的な努力がなされ、人員選定が妥当である場合。

・妊娠等の事由の発生前から能力不足等が問題とされており、不利益取扱いの内容・程度が能力不足等の状況と比較して妥当で、改善の機会を相当程度与えたが改善の見込みがない場合。

(例2)・契機となった事由や取扱いによる有利な影響(労働者の求めに応じて業務量が軽減されるなど)があって、それが不利な影響を上回り、不利益取扱いによる影響について事業主から適切な説明があり、労働者が十分理解した上で応じるかどうかを決められた場合。

企業としての対応を考えた場合、仮に紛争になった場合に上記の(例1)を立証しようとするのは相当に難しいのではないかと思います。そうすると、仮に妊娠・出産・育児休業等により従業員にとって不利と受け取られる人事処分を行う場合には、(例2)に定めたように、企業として出来る限りの説明を尽くすこと、ひいてはそれが紛争予防にもつながると思料します。この時、形式的な説明に終始するのではなく、対象となる労働者から十分にヒアリングを行い、どうしても労働者の同意が得られないのであれば、(例1)により業務運営の支障や能力不足等を理由により不利となる人事処分を行うことが可能か否かを検討すべきと思料します。

1 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)
2 最高裁判所平成26年10月23日労判1100号5頁。

いつもながらに夏休みはあっという間に過ぎてしまい、裁判所はいつもの喧騒を取り戻しております。このコラムを書いている時には、労働者派遣法改正案が参議院本会議で可決されたとのニュースと同時に、司法試験の合格発表が報じられています。前日に一睡も出来ず試験を迎えたのは後にも先にも司法試験だけです。(下西)

今回取り上げたハラスメント以外にも、モラハラ、アカハラ、アルハラ、オワハラ(内定者に就職活動を「終わ」らせる働きかけ)など、最近TVや雑誌で色々なハラスメントを見かけます。ただ、何でもハラスメントにしてしまうと、逆にコミュニケーション不全になってしまうのではと心配になるのは昭和生まれの考え方なのではないでしょうか…(岩城)

夏が終わり、もう年の瀬も近づいている時間の早さに驚いています。弁護士2年目の終わりが近づいているわけですが、直接ご相談を頂く機会が増えて実感することがあります。弁護士は相当「何でも屋」です。様々なご相談を頂くことで、人生経験が豊かになっています。皆様の何でも屋として今後ともがんばって参ります。(山本)

この頃、体力が無くなって来たことを痛感しています。弁護士の仕事は基本的にはデスクワークでパソコンの前に座っていることが多いので、意識して運動しないとあっという間に体力がなくなってしまう。遠方出廷の際に駅から裁判所まで早足で歩いたり、徒歩通勤したり、スポーツクラブへ通ったりと現状できる限りの対策を講じています。(西中)

民法改正に関する法律案<債権者代位権・債権者取消権>について

弁護士 角野 佑子



弁護士

角野 佑子
(つの・ゆうこ)

〈出身大学〉
関西学院大学法学部
関西学院大学法科大学院

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
愛知県弁護士会登録
2009年8月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務
知的財産法務

債権者代位権・債権者取消権の改正に関しましては、これまでの判例法理や通説となっていた解釈を明文化する点が多くあります。今回は、債権回収においては大変重要となる債権者代位権・債権者取消権について、大きく改正となった点に絞ってご説明させていただきます。なお、裁判上の代位制度は利用例が乏しいため廃止されることとなりました。

第1【債権者代位権】

1 債務者の取立てその他の処分の権限等

債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。

【解説】これまでの判例法理と異なる帰結が明文化されました。もともと債権者は、債務者の権利行使には干渉することができず、債務者が自ら権利行使しない場合に限って、その行使が認められるものであるという点から、債務者の処分権限を奪うのは過剰であるという批判があったことを受け、このように改正がなされることとなりました。

2 訴えによる債権者代位権の行使

債権者は、被代位権利の行使にかかる訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

【解説】債務者にもその判決の効力が及ぶ(民訴115条2項)とされているにも関わらず、これまでは債務者の関与しないところで裁判手続が進んでいました。そこで、債務者の手続保障をするため、債権者代位権にかかる訴訟を提起した際には、訴訟告知が必要となりました。この点は特に実務上、注意が必要な点となります。

第2【詐害行為取消権】

1 特定の債権者に対する担保の供与等の特則

特定の債権者に対する担保の供与等について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。
 - ア その行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この(2)アにおいて同じ。)の時に行われたものであること。
 - イ その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。
- (2) (1)に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は(1)の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。
 - ア 当該行為が、債務者が支払不能になる前三十日以内に行われたものであること。
 - イ 当該行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

【解説】これまで判例は、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意思をもって行われた弁

済に限り、詐害行為取消の対象となるとしていました。一方、破産法162条1項1号は、債務者が支払不能になった後に行われた偏頗行為に限り否認の対象となるとしています。そこで、否認の対象にならない偏頗行為が詐害行為取消の対象となることを回避し、通謀・詐害意図の要件を課すことで、真に取り消されるべき不当な偏頗行為のみを詐害行為取消の対象にすることを意図して上記規定が新設されることとなりました。

2 転得者に対する詐害行為取消権の要件

転得者に対する詐害行為取消権の要件について、次のような規律を設けるものとする。

債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者がいるときは、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為の取消請求をすることができる。

- (1) 当該転得者が受益者から転得した者である場合
その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。
- (2) 当該転得者が他の転得者から転得した者である場合
その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

【解説】これまでの判例法理では、受益者が善意・転得者が悪意の場合にも、転得者に対して詐害行為取消権の行使を認めていましたが、受益者・転得者ともに「債権者を害すべき事実について悪意」である場合に詐害行為取消請求ができるとしたもので、今後、転得者に詐害行為取消請求をする際には、要件を満たしているか慎重にチェックする必要があります。

3 詐害行為取消権の行使の方法

詐害行為取消権の行使にあたっては、債権者代位権の行使と同様、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならないとされています。

4 詐害行為取消権の期間の制限(民法第426条関係)

除斥期間が20年から10年へと変更になります。

5 その他

紙面の関係上、条文を記載することはできませんが、詐害行為取消の効果が債務者に及ぶことを前提として、①債務者の受益者又は転得者に対する債権と、取消債権者による直接の引渡請求との関係を整理した条文、②受益者が現物返還をした場合には、受益者は直ちに反対給付の現物の返還又は価額の償還を請求できる条文、③受益者の債権の回復・転得者の反対給付及び債権に対する規律等が細かく定められることとなります。

また、④相当の対価を得た財産の処分行為の特則も設けられることとなります。この点、破産法では、取引の相手方が否認行使の可能性を意識して萎縮するおそれがあることを考慮して相当価格処分行為に対する否認の対象範囲を限定しつつ明確化しています。この点は、詐害行為でも同様のため、破産法161条1項と同様の規定を設けることとなりました。また、過大な代物弁済等についても、破産法160条2項と同趣旨の規定が盛り込まれることとなります。

破産法の規律と整合させる規定が多く盛り込まれた改正といえます。

最新判例紹介

プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈について（2）

～最高裁判所平成27年6月5日判決～

弁護士 高橋 瑛輝



弁護士

高橋 瑛輝
(たかはしえいき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
金融法務、会社法務、
家事相続法務、知的財産権

1 はじめに

本事務所ニュースの2012年春号で、プロダクト・バイ・プロセス・クレーム(以下「PBPクレーム」)の解釈に関する知財高裁平成24年1月27日判決を紹介しましたが、平成27年6月5日、PBPクレームの解釈に関する最高裁判決が同日付で2件出されました(平成24年(受)第1204号、同第2658号)。今回は、その内容及び実務への影響を紹介し、PBPクレームに関する問題の概要や知財高裁判決の内容については、本事務所ニュース2012年春号をご参照ください。なお、紙幅の関係で事案の内容等の詳細には触れられませんが、何卒ご容赦ください。

2 判決の内容

最高裁判決では、特許発明の技術的範囲の確定に関し、「物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、その特許発明の技術的範囲は、当該製造方法により製造された物と構造、特性等が同一である物として確定されるものと解するのが相当である。」と判示され(平成24年(受)第1204号)、いわゆる「物同一性説」を採用することを明らかとなりました。発明の要旨認定に関しても同様です(平成24年(受)第2658号)。

さらに、最高裁は、「物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合において、当該特許請求の範囲の記載が特許法36条6項2号にいう「発明が明確であること」という要件に適合するといえるのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実質的でないという事情が存在するときに限られると解するのが相当である。」として、そのような事情(以下「不可能・非実質的事情」)が認められない限り、PBPクレームは明確性の要件に反することを明らかにしました。

この部分は、知財高裁が真正PBPクレームの定義付けで用いた「物の構造又は特性により直接的に特定することが出願時において不可能又は困難であるとの事情が存在するとき」という言い回しと似ていますが、「困難」と「およそ実質的でない」とで、若干異なっています。また、知財高裁判決では、そのような事情がない場合には「製法限定説」を採用するという論理だったのに対し、最高裁判決では、不可能・非実質的事情が無い限り明確性の要件に反し「無効」となる、というのが大きな違いです。

3 実務への影響及び特許庁の対応

この最高裁判決が出されたことにより、(1)PBPクレームを用いた発明の審査過程はどうなるのか、(2)現に存在するPBPクレームを用いた発明にかかる特許権の効力をどう守ればよいのか、という疑問が生じます。これらについては特許庁が資料を公表しており、その内容をまとめると以下のとおりです。

(1) PBPクレームを用いた発明の審査過程

まず、PBPクレームの審査過程については、次のとおり取り扱われます¹。

- ① PBPクレーム該当性を明細書、特許請求の範囲、図面の記載に加え、発明の属する技術分野における技術常識も考慮して判断する²。
 - ② PBPクレームに該当すると判断された場合、不可能・非実質的事情の有無を判断する³(立証責任は出願人が負う)。
 - 1) 明細書、意見書等において当該事情が存在するとの主張立証があればそれを考慮する。当該事情の有無は、発明の属する技術分野における技術常識も考慮し、出願人の主張立証の内容に合理的な疑問がない限り(通常、拒絶理由通知時又は拒絶査定時に、審査官が具体的な疑義を示せない限り)、不可能・非実質的事情が存在するものと判断する。
 - 2) 出願人の主張立証の内容に合理的な疑問がある場合又はその主張立証が無い場合には、明確性要件違反の拒絶理由通知を発し、その中で補正又は不可能・非実質的事情の主張立証を示唆する。
 - 3) 補正については、「明りょうでない記載の釈明」(特許法17条の2第5項4号)として、① PBPクレームから製造方法の記載を含まないクレームへの補正、② PBPクレームから製造方法の発明への補正が認められる。
- (2) PBPクレームを用いた発明にかかる特許権の効力
次に、上記最高裁判決によりPBPクレームを用いた発明にかかる特許権の効力は常に否定されるリスクを抱えることとなりますが、それを回避するために、訂正審判又は無効審判の中での訂正請求を行うこととなります。これらの訂正も、「明りょうでない記載の釈明」に該当するものとして認められるのですが、特許法126条6項⁴の「実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであってはならない。」との制限を考慮しなければなりません⁵。

4 今後の課題

今後は、不可能・非実質的事情の存否や、補正・訂正の可否の具体的な判断基準が問題となってきますが、いずれも判断例の集積を待つこととなります。また、不可能・非実質的事情と「発明が明確であること」がなぜ結びつくのかという理論的問題や、審査官が具体的な疑義を示せない限り不可能・非実質的事情が存在するものと判断するという特許庁の指針が、特許法104条の3の抗弁が争点になる場合の主張立証責任に影響するのか、PBPクレームを用いた発明の進歩性判断の枠組みに影響が及ぶのかといった実践的問題もあり、これらも含めて今後の課題となりそうです。

1 特許庁「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する当面の審査の取扱いについて」(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/product_process_C150706.pdf)
2 紙幅の関係でPBPクレーム該当性に関する具体例のご紹介ができませんが、注1の資料別紙1に記載されていますので、ご参照ください。
3 不可能・非実質的事情の該当性に関する具体例についても、注1の資料別紙2に記載されていますので、ご参照ください。
4 無効審判における訂正請求の場合、特許法134条の2第9項で準用されます。
5 特許庁「審判請求の審理に関するQ&A」(無効審判:http://www.jpo.go.jp/toiawase/faq/pdf/sinpan_q/02.pdf、訂正審判:http://www.jpo.go.jp/toiawase/faq/pdf/sinpan_q/03.pdf)

押し入れ奥のカセットデッキ

弁護士 小林 章博



弁護士
小林 章博
(こばやしあきひろ)

先日、ある仕事でカセットテープを再生する必要が生じました。ところが、自分の机周りを見渡してみてもカセットテープを再生する機械がない! そういえば自宅の押し入れの奥に古いカセットデッキを残していたような微かな記憶が…夜中にごそごそと押し入れをひっくり返し、ようやく発見! なんとか再生にこぎ着け、ほっとしたのでした。



ところで、この古いカセットデッキ、やたらにスイッチも大きくゴツゴツしています。再生のスイッチを押す際にも「パチン」と派手な音がしますし、再生が始まると「きゅるきゅる」とモーターが回る妙な音がします。しかし、「確かに動いている!」という妙な実感があり、思わずカセットデッキに向かって「頑張れ!」と励ましたくなるような愛着と懐かしさを感じました。

それに比べて全盛期のスマホはタッチパネルに触れれば何の音もせず、しかも、早送りも巻き戻しもせずに聞きたいところをピンポイントに「スマート」に再生してくれます。まさに「スマートフォン」です。が、カセットデッキを使ったあとに自分のスマホを眺めるとこの小さな箱状の物体がとっても無機質で冷たいもの、「ちょっと薄気味悪いもの」のように感じられました。普段の仕事でスマホを使うことも多いのですが、こんな風を感じたのは初めての経験でした。年のせいでしょうか。

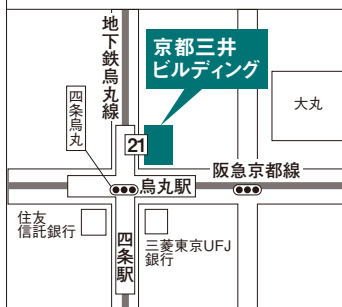


弁護士業務も機械類の進化とは無縁ではなく、クライアントの皆様からメールでご相談を受けることも非常に多くなっています。簡単なお相談だけでなく、かなり重要だと思われる案件でもメールでやりとりするケースも少なくなく、メールだけで本当に適切なアドバイスができているのか、と不安を感じることも少なくありません。もちろん、そのような場合には、できるだけ直接面談での打ち合わせの時間を確保したり、最低でも電話で直接お話をさせていただき、パソコン画面の文字情報だけでは現れてこない微妙なニュアンスやご相談案件に関わる方々の本当の思いをつかみ取るように努力しています。機械的で無機質なアドバイスではなく、クライアントの皆様にとって最適な、人間味のある、いわば「生きた」リーガルアドバイスを提供させていただくためには、大切なポイントだと私は考えています。



2009年11月に京都事務所を開設し、本年11月で丸6年となります。当初は、「大阪に事務所があるんだから、わざわざ京都に事務所を作らなくても、必要な時にだけ京都に行けばいいんじゃないの?」というような声を聞いたこともありました。また、この6年の間にも通信技術はますます向上し、時間や場所にこだわらずに仕事ができる世の中になってきています。

ですが、アナログな私は、やはり、京都に事務所があることの意味…京都の企業の皆様の身近にあり、できるだけ直接お会いしてご相談をお聞きし、案件の微妙なニュアンスも汲み取った上で、皆様にとって最適な「生きた」リーガルアドバイスを提供させていただく…というこだわりを持ち続けたいと思っています。これからも京都事務所をどうぞよろしく願いいたします。



京都事務所へのアクセス

【所在地】 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】 阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結

「チームワークの組織力」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄
(元 南税務署長)

1 チームのスタイル

大きな組織も小さなチームの集合体で成り立っています。組織運営においては、チームワークの良し悪しが仕事の結果に重大な影響を及ぼします。国税の組織は、部や課のライン組織のほかに、チームとして税務調査を行う仕事があります。税務署では2人から5人ほどのチームで臨場調査を行い、国税局では数人から数十人で調査を行います。固定的な組織ではなく、対象となる事案ごとにチームを編成します。

チームのスタイルとしては、①役所や会社の部署など、長期的に存続しながら多様な仕事に取り組む「ワーキングチーム」があります。また、②メンバーの選抜や役割分担が戦略的にデザインされ、目的とする事業が終了するまでの「プロジェクトチーム」があります。そして、③医療手術や飛行機の操縦のように、召集されて即座にチーム形成され、短期間の任務が完了すると同時に解散する「クルー」があります。

2 チームのメンバー

日本社会には根強い年功序列の意識があります。私達は序列の意識なしに会議や宴席に着くことはできません。しかしチームは、少数の人間から成り立っていますので、メンバーはお互いに能力や貢献度に対する評価を持っています。このような集団では「能力主義」となるのが自然であって、大きな組織にあるような年功序列は通用しません。

会議ではメンバーが7人を超えると、1人増えるごとに効率が下がると言われています（J. ルート）。チームの「メンバー数」は7人が最適です。七人の侍や七福神がその例となります。私が一番充実していたのは、国税局の主査として7人前後のチームリーダーをしていた時です。チームとして濃密な人間関係があり、また仕事の成果も直視できますので、特に印象に残っています。メンバーとはその後個人的な付き合いが続いています。

3 チームのリーダー

軍隊の「指揮官」は、兵士たちに強制的に命令します。しかしチームリーダーは、メンバーに言いたいことを言わせて、それを統合して組織目的のために全力投入します。リーダーがメンバーの持っている潜在的な可能性を引き出す時に、そのチームは最大の力を発揮します。加えて、メンバーの評価は、個人的な結果主義ではなく、組織全体を支えて努力している人を良く見極めるべきです。

また、組織の「管理者」は、システムとルールに基づいて組織をコントロールします。一方、リーダーは、仕事の手

順などのシステム、皆が守るべきルールのほかに、実現させたいビジョン、求心力としてのヒューマニズムを駆使してチームをまとめます。ところが私は、チームリーダーに、能力も人望もない不幸なチームをこれまで何度も見てきました。

4 チームワークの原則

チームワークの原則は、まず、①全てのメンバーの合意の上で「目標設定」をすることです。共有したビジョンがなくては達成感もやり甲斐も生まれません。加えて、②メンバー全員が自己の「役割分担」を認識し、立派に責任を果たすことが組織力の強化につながります。

次に、③メンバーによる「相互啓発」が必要です。年配者は知恵と経験を、若者は若々しいセンスと知識を互いに教え合い学び合うと、メンバーは大きく成長します。また、④数多くの話し合いによって「相互理解」を高めることでチームワークを強化できます。そして、⑤仕事への厳しさとメンバーへの配慮を兼ね備えた「リーダーの人間力」がチームを活性化させます。

5 チームワークのリスク

チームとして意思決定をする時に、集団ゆへの信じられないような愚行が起こります。場の雰囲気によって流されて大衆的な意見に斉一化される集団浅慮です。皆で渡れば怖くないという同調行動による「グループシンク」です。短絡的な打算による考え方と仲間外れを避けたいという心理から生まれます。

一方、少数者の振る舞いが強力な影響を及ぼす場合があります。組織では声の大きい人の「デマゴギー」が通ってしまうリスクがあります。同じことを言い続けると大多数の人は付和雷同してしまいます。更に、二つの対立する意見があると、全体の意思決定は温厚穏当な方から勇ましい方に流れます。私もこの「リスキーシフト」を国税組織において何度も経験しました。

6 チームワークのあり方

チームワークとは、メンバー間でコミュニケーションをとったり、お互いに助け合ったりして仕事をするということです。一人でやっているような仕事でも、その仕事を支えてくれるメンバーがいるものです。その人たちの存在によって、一プラスが一三になるような「シナジー効果」が生まれます。組織ではチームワークが良いと想像以上の成果が得られます。

目標となるビジョンを求めてチームが活性化すると、掛け算的な一桁上の結果が出てくる「相乗効果」が発生します。加えて、組織は目に見えて明るくなり、メンバーは仕事に生き甲斐を感じるようになります。理想的なチームワークでは、信頼できる仲間ができた喜びとともに、強い人間的な結合が生じてメンバー個々の人生が輝いたものになります。

1 序

今回は、監査等委員会設置会社の経営管理機構について、概説します。

監査等委員会設置会社は、取締役会の監督機能の強化を目的とするもので、指名委員会等設置会社と監査役・監査役会設置会社のいわば中間形態のものです。取締役会と会計監査人を設置しなければなりません。執行役は設けられず、代表取締役と業務担当取締役(業務執行取締役)により会社の業務執行が行われます。監査等委員会が設置されるため、監査役を設置することはできません。任意の諮問委員会として、指名委員会や報酬委員会を設置することはできます。

2 監査等委員会設置会社の取締役会

取締役会の権限は、原則として、監査役設置会社の取締役会の権限と同様ですが、取締役会は、経営の基本方針と内部統制システムの整備について決定しなければなりません。取締役の過半数が社外取締役であるときは、業務執行取締役に對する監督が適切に行われるとして、取締役会決議により、指名委員会等設置会社において、取締役会が執行役に委任することができる業務執行事項の決定を業務執行取締役に委任することができます。経常的な業務執行事項はすべて業務執行取締役に委任可能となります。さらに、定款において、取締役会決議によって、これらの業務執行の全部または一部の決定を業務執行取締役に委任することができる旨、定めることもできます。実務上、監査等委員会設置会社への移行のための定款変更併せて、定款にこの定めが設けられ、指名委員会等設置会社の取締役会の権限と基本的に同様のものとなるでしょう。

取締役会は、経営の基本方針(中期計画等)を定め、それに従って機動的弾力的に業務執行することを業務執行取締役に委ね、業務執行取締役のパフォーマンスを監督するモニタリング・モデルが指向されているのです。

3 監査等委員会の職務権限

監査等委員会は、3人以上の取締役に構成され、その過半数は社外取締役になければなりません。監査等委員の独立性を確保するため、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は明確に区別されています。監査等委員である取締役の

選任・報酬等について、監査役とはほぼ同様の規制が設けられています。とりわけ、他の取締役の任期は1年以内とされていますが、監査等委員である取締役の任期は2年で、短縮は認められません。

監査等委員会の権限は指名委員会等設置会社の監査委員会と基本的に同様です。監査独立の原則が採用されている監査役監査とは異なり、監査等委員会による組織的監査が行われます。リスク管理やコンプライアンスは、基本的に内部統制システムに委ねられ、常勤の監査等委員を選定する必要はありません。

2人の監査等委員だけが社外取締役である監査等委員会設置会社において、社長に広範な業務執行の決定権限が委譲されるときは、ワンマン体制となり、効率性の観点からも健全性の観点からも問題が生ずる危険があります。このため、監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等について意見を決定することが監査等委員会の職務権限とされ、選定された監査等委員は、株主総会において当該監査等委員会の意見を述べるができるものとされています。

この権限を基礎に、監査等委員会が、監査等委員以外の取締役に係る利益相反取引を承認したときは、関係する取締役の任務懈怠を推定する規定の適用が除外されます。これは監査等委員会設置会社への誘導策ですが、余り意味のある規定ではありません。取締役会において、十分な情報を基礎に誠実に審議した上、利益相反取引が承認されたときは、任務懈怠の推定を覆すことは困難ではないからです。

4 監査等委員会設置会社制度の合理的運用

監査等委員会設置会社は、指名委員会等設置会社が利用されていない現状を前提に、上場会社に社外取締役の設置を促して外国機関投資家の投資を促進し、業務執行取締役に経営権限を大幅に委任することを認めて経営の効率性を向上させることを企図するものですが、実務上、社外役員削減効果(コスト削減)が主たる効用とされ、付加的に人事の弾力化(社外監査役の任期4年の問題性)も効用としてあげられています。

監査等委員会設置会社制度の特色は柔軟性(定款自治の尊重)にあり、それを生かすも殺すも運用次第です。今回は、一回遅れとなって申し訳ありませんが、指名委員会等設置会社と比較しながら、モニタリング・モデルについて、検討しましょう。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 讓二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子
弁護士 稲田 行祐	弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 太田 浩之
弁護士 大平 修司	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 下西 祥平	弁護士 菅原 啓嗣	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史
弁護士 本行 克哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 浜田 将裕	弁護士 アダム・ニューハウス (オーストラリア州弁護士)	弁護士 川口 富男 (オアフ州)
弁護士 (オブカウセル) 森本 滋	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦	法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛	法務部長 野草 弘嗣	